

箕面栗生第二住宅自治会 防犯カメラ管理要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日常生活の安全の確保及び生活環境の安全を図るため、栗生第二住宅自治会が街頭に設置した防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ

犯罪、不法行為の発生を抑止又は監視を目的として栗生第二住宅自治会が街頭に継続的に設置する撮影機器で、SD カート、コンパクトフラッシュ等の記録媒体に画像を記録する機能を有し、当該機器から直接その画像を取り出すことができるものをいう。

(2) 街頭

道路、公園等の不特定多数の者が通行し、又は出入りする屋外の場所をいう。

(3) 画像

防犯カメラにより記録された映像情報をいう。

(4) 外部

栗生第二住宅自治会の会員以外の個人、団体をいう。

(管理責任者の設置)

第 3 条 防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため、自治会に防犯カメラ管理責任者(以下「管理責任者」という。)をおく。

2 管理責任者は、自治会長又は自治会で防犯を担当している者とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 画像の保存及び管理に関すること。

(2) 捜査機関等に対する画像の提供手続に関すること。

(3) 防犯カメラの保守及び維持管理に関すること。

(画像の保存期間)

第 4 条 防犯カメラは 24 時間継続して稼働するものとし、一定の保存期間を経過した画像は、確実かつ速やかに消去するものとする。

2 記録媒体の廃棄に当っては、破砕する等、画像の漏えい防止のための十分な措置を講じるものとする。

(画像の利用・提供)

第 5 条 自治会では防犯カメラの画像を利用しないものとし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、画像を外部に提供してはならない。

(1) 法令に基づく請求が合った場合。

(2) 捜査機関から犯罪の未然防止及び犯罪発生時への対応のため、画像の提供を求められた場合。

(3) 箕面市から市民の日常生活の安全の確保及び生活環境の安全を図るため、画像の提供を求められた場合。

2 管理責任者は、外部から画像の提供の申し出があったときは、申し出に関する書類の提出を求めらうえて、自治会が立ち会うことなく提供することができるものとし、管理責任者は後日、自治会役員に速やかに報告するものとする。ただし、報告することが捜査上支障をきたす等の申し出があった場合には、必要な期間報告を遅らせることができる。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、防犯カメラの管理に関し必要な事項は自治会総会、役員会等で協議の上決定する。

附則

この要綱は、平成 28 年 1 月 18 日から施行する。